

2013年12月19日

国立大学法人徳島大学長
香川 征 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 石田三千雄

現給保障制度等に関する事項等について、第三回の懇談申し入れ

拝啓

日々、徳島大学の発展のためにご尽力のことと拝察いたします。

さて先日、55歳を超える職員の昇給に関する事項を中心とした総務財務担当理事との懇談（第二回）を実施しました。その席上にて、「現給保障制度に関する事項」「10/7 付け提出文書に関する事項」については未定であることから、懇談を継続することで合意しました。

また、今年4月より有期雇用職員の契約期限に関する就業規則が改定されたことに伴い、年度末には「契約更新のための業績審査」を行うことが予定されていますが、審査内容等について、どのようなものになるのか、組合としても関心を持って注視しております。

雇用期限に関しては、有期雇用の研究職について「無期雇用への転換権」の成立を10年超とする法律が成立しました。組合としては研究職についても「5年での無期雇用転換」の維持を求めます。これらの点に関しましても意見交換を希望します。

つきましては、下記の四項目を中心に、第三回の懇談会の開催を申し入れます。日程調整につきましてはおおむね2週間程度でご回答くださいますようお願い申し上げます。

国立大学を取り巻く状況が厳しさを増す昨今、徳島大学の発展は、ひとえに教職員の士気にかかっております。大学当局と教職員との信頼関係の維持、強化のために、適切な判断を下されることを希望します。

敬具

記

- ①現給保障制度に関する事項
- ②10/7 付提出文書（減額給与の補填要求）に関する事項
- ③有期雇用職員の契約更新のための審査に関する事項
- ④有期雇用の研究職の無期雇用転換権に関する事項

以上